○注意事項①~給与所得者用~

〇 平成 30 年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月(毎日)給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数(配偶者及び扶養親族の合計数等)に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。

このため、平成30年1月1日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されました。

また、平成 30 年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」(「源泉控除対象配偶者」欄)への記載要否》

			給与所得者本人の合計所得金額(見積額) (給与所得だけの場合の給与所得者本人の給与等の収入金額)			
			900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下 1,170 万円超 1,220 万円以下	1,000 万円超 (1,220 万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)配偶者の合計所得金額(見積額)	38 万円以下 (103 万円以下)	記載要否	0	×	×	×
		(平29年分以前)	(O)	(O)	(0)	(0)
		控除額 (老人控除)	38 万円 (48 万円)	26 万円 (32 万円)	13 万円 (16 万円)	0円 (0円)
	38 万円超 85 万円以下 103 万円超 150 万円以下	記載要否	0	×	×	×
		(平29年分以前)	(X)	(X)	(×)	(X)
		控除額	38 万円	26 万円	13万円	0円
	85 万円超 123 万円以下 150 万円超 201 万6千円未満	記載要否	×	×	×	×
		(平29年分以前)	(X)	(X)	(×)	(X)
		控除額	36 万円~ 3 万円	24 万円~ 2 万円	12万円~ 1万円	O円

- ※1 上図の記載要否欄が「〇」とされている箇所(源泉控除対象配偶者)に該当する場合には、配偶者を扶養親族等の数に含めて毎月(毎日)の源泉徴収税額を計算します。
 - 2 同一生計配偶者(合計所得金額(見積額)が38万円以下である配偶者)が障害者に該当する場合は、扶養親族等の数に1人を加算して毎月(毎日)の源原徴収税額を計算します(改正前も同じ)。
 - 3 控除額欄の金額は、平成30年分の年末調整又は確定申告の際に控除される金額となります。
 - 4 扶養控除等申告書に記載した源泉控除対象配偶者又は障害者に該当する同一生計配偶者が非居住者に該当する場合には、当該申告書を提出する際にその配偶者に係る「親族関係書類」を添付する必要があります。
 - 5 年の中途で給与所得者又は配偶者の合計所得金額(見積額)に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当する(しない) こととなった場合には、その異動があった日後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等 異動申告書」を給与等の支払者に提出することとされています。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

